

岩手県告示第794号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定確認検査機関の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更年月日
一般財団法人岩手県建築住宅センター	事務所の追加	釜石市大町二丁目1番22号 大町ABEビル1階	平成28年10月1日
		奥州市水沢区字横町2番1号 メイプル4階	